

(照 会 先)
社会保険庁総務部職員課
川井・武田(内線：3525)
(電話：03-3503-0053)

平成17年1月14日
厚生労働省・社会保険庁

社会保険庁職員の収賄事件に係る懲戒処分等について

社会保険庁において、以下の非違行為があり、当該非違行為者等に対し、国家公務員法第82条第1項等に基づく処分を行った。

1. 事案の概要

(1) 社会保険庁総務部付渡邊俊之(以下、「渡邊」という。)は、愛知社会保険事務局長として勤務していた平成13年10月頃、株式会社カワグチ技研の代表取締役であり株式会社ニチネン企画の実質的経営者である川崎義幸(以下、「川崎」という。)と共にゴルフを行うとともに、平成14年3月頃、九州地区で川崎と共に一泊二日でゴルフを行い、費用を川崎に負担させた。

また、社会保険庁運営部年金保険課長(以下、「年金保険課長」という。)として勤務していた平成14年7月及び平成15年1月の2回にわたり、川崎と共にグアム島にゴルフ旅行に出かけ、費用を川崎に負担させた。さらに、平成15年8月頃、関東地区で川崎と共に一泊二日でゴルフを行い、費用は全て自己負担であった。

これらの行為は、利害関係者と共に飲食をすること、利害関係者から供給接待を受け、利害関係者共にゴルフをすること、利害関係者と共に旅行をすること及び利害関係者以外の事業者から通常一般の社交の程度を超えた財産上の利益の供与に該当し、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号から第9号に違反するとともに、同規程第5条第1項に該当する。

(2) また、愛知社会保険事務局長として勤務していた平成14年3月頃、年金保険課長に異動することが判明した後に川崎から20～30万円の賤別を受け取った。

さらに、年金保険課長として勤務していた平成16年3月頃、金銭登録機の発注について有利な取り計らいを受けたことなどに対する謝礼の趣旨と知りながら、川崎から現金50万円を受け取った。

これらの行為は、利害関係者から金銭を受け取った行為として、国家公務員倫理規程第3条第1項第1号に違反する。

(3) さらに、年金保険課長として勤務していた平成14年度か平成15年度中に、一度、

川崎と二人で銀座の居酒屋で飲食を共にし、飲食代を川崎に負担させた。

この行為は、利害関係者から供応接待を受けることに該当し、国家公務員倫理規程第3条第1項第6号及び第7号に違反する。

- (4) 上記以外に、愛知社会保険事務局長として勤務していた平成14年3月頃、ウェルサンピア岡崎の総支配人から、新築された従業員宿舎に6戸の空き室が生じることから、愛知社会保険事務局職員を入居させられないかとの相談があり、渡邊が入居させる判断を行い、6世帯が入居するに至った。

この渡邊の判断に基づいてウェルサンピア岡崎が無償で入居の手続きを行ったことは、利害関係者から無償で役務の提供を受けることに該当し、国家公務員倫理規程第3条第1項第4号に該当する。

2. 処分年月日 平成17年1月14日

3. 処分

- (1) 非違行為者に対する処分

社会保険庁総務部付（当時運営部年金保険課長）

渡邊 俊之 免職

- (2) 管理監督者に対する矯正措置（行為者の行為時の上司）

厚生労働省社会・援護局長（当時社会保険庁次長兼総務部長）

小島 比登志 訓告

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（当時社会保険庁次長兼総務部長）

伍藤 忠春 訓告

社会保険庁次長兼総務部長

小林 和弘 訓告

4. 再発防止策

- (1) 今回の事案は、随意契約に起因したものであることから、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すこと等を徹底することとした。

また、経理課に監査指導室を設置し、内部監査の強化を図るとともに、社会保険庁調達委員会を、各社会保険事務局毎に契約審査会（仮称）を設置し、調達の透明性及び公正性の徹底を図ることとした。

- (2) 国家公務員としての倫理の徹底と職員の意識改革

今後、あらゆる機会を通じて、本事案を例として取り上げ公務員倫理の徹底と職員の意識改革を促し、綱紀の厳正な保持に努める。

(照会先)
社会保険庁総務部職員課
川井・武田(内線：3525)
(電話：03-3503-0053)

平成17年1月14日
厚生労働省・社会保険庁

監修料に関する調査が不十分であったことに係る処分について

1. 処分理由

社会保険庁において、本庁職員が受領した監修料を本庁全課を通じて資金の融通を行っていたが、前回調査(平成16年10月22日公表)の際、そのような仕組みが存在することについて関係職員が積極的に明らかにしなかった。

また、前回調査は、調査対象について十分吟味せず、このような資金の融通の仕組みを看過したものであり、結果として、調査結果が不十分なものとなった。

こうしたことから、前回調査において事実関係について積極的に明らかにしなかった者の責任を明確にするとともに、調査を指揮監督する立場にあった者の責任を明確にするため処分を行う。

2. 処分年月日 平成17年1月14日

3. 処分内容

(1) 事実関係について積極的に明らかにしなかった者に対する矯正措置

当時経理課予算班長であった者(4名)	厳重注意(文書)
当時関係各課の庶務班長であった者(19名)	厳重注意(文書)

(2) 調査を指揮監督する立場にあった者に対する矯正措置

厚生労働審議官	辻 哲夫	厳重注意(文書)
官房長	鈴木 直和	厳重注意(文書)
総括審議官	福井 和夫	厳重注意(文書)
大臣官房総務課長	榮畑 潤	厳重注意(口頭)
社会保険庁総務課長	宇野 裕	厳重注意(口頭)